

平成27年度第2回兵庫県後期高齢者医療制度懇話会

議 事 次 第

日時：平成28年1月25日（月）午後2時～

場所：兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局会議室

1 開 会

2 議 事

（1）国に対する後期高齢者医療制度に関する要望について

（2）平成28・29年度の保険料率算定の考え方について

（3）保健事業について

3 閉 会

平成27年度第2回
兵庫県後期高齢者医療制度懇話会
資 料

平成28年1月25日

兵庫県後期高齢者医療広域連合

目 次

- (1) 国に対する後期高齢者医療制度に関する要望について・・・・・・・・・・ 1

- (2) 平成28・29年度の保険料率算定の考え方について・・・・・・・・・・ 4

- (3) 保健事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

(1) 国に対する後期高齢者医療制度
に関する要望について



後期高齢者医療制度に関する要望書

後期高齢者医療制度については、様々な改革議論がなされたところであるが、今後も増え続ける高齢者に対応し、持続可能な医療制度としていくには、更なる検討や改善が必要である。

このため、以下の事項について、国による積極的な対応、実現を要望する。

記

〈保険料軽減特例措置に関すること〉

- 低所得者に対する保険料軽減特例措置について、以下の事項を要望する。
 - ① 高齢者の生活に影響を与える保険料とならないよう、現行制度を維持すること。
 - ② やむを得ず見直す場合は、国による丁寧な説明と周知を行い、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細やかな激変緩和措置を講ずること。
 - ③ 実施時期等具体的な内容について、早期に示すこと。

〈社会保障・税番号制度に関すること〉

- 社会保障・税番号制度の施行に伴い、以下の事項を要望する。
 - ① 社会保障・税番号制度への対応は国の施策として行われるべきであるため、標準システムおよび独自システムの改修については、広域連合を補助対象外とせず、所要の国庫補助を行うこと。
 - ② 電算処理システム改修や適応作業、またこれらに係る諸費用について、詳細な仕様書やスケジュールを早急に提示し、適正な導入期間を確保すること。
 - ③ 医療制度における活用方法等が未だ明確でないことから、全体の方針や保険者としての具体的な活用方法について早急に示すこと。

《療養費の適正化に関すること》

- あん摩・マッサージ及び鍼灸に係る療養費の適正化、不正請求防止等を図るため、次の事項について改善を図ること。
 - ① 国及び都道府県に指導監査権限を付与し、疑義が生じた場合には、速やかに指導監査を行うこと。
 - ② 施術に係る関係帳簿の整備保存を義務化するなど、不正請求等防止のための制度改正等の措置を講ずること。
 - ③ あん摩・マッサージ及び鍼灸の医療費適正化について、国の財政支援の措置を講ずること。

以上

平成27年11月12日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会

会長 横尾 俊彦



(2) 平成28・29年度の保険料率算定の考え方について

平成28・29年度の保険料率(案)について

(1) 保険料率(案)及び賦課限度額(案)について

① 保険料率

	保険料率(案)	現 行	差 引
均等割額	48,297円 (月額4,025円)	47,603円 (月額3,967円)	+694円 (月額+58円)
所得割率	10.17%	9.70%	+0.47ポイント

・ 被保険者一人当たりの平均年保険料額

保険料率(案)	現 行	差 引	伸び率
77,109円 (月額6,426円)	77,414円 (月額6,451円)	▲305円 (月額▲25円)	▲0.39%

※ 各種軽減適用後の数値です。

- ・ 医療給付費の増加などによる保険料の大幅な上昇を抑制する趣旨から、前年度までの剰余金を積み立てた給付費準備基金のうち、73億円を取り崩した結果、一人当たり平均保険料額が305円、伸び率が0.39%引き下げになりました（均等割額は694円、所得割率は0.47ポイント上昇）。

・ 保険料増加抑制措置を講じなかった場合の一人当たりの平均年保険料額

年保険料額	現 行	差 引	伸び率
80,971円 (月額6,748円)	77,414円 (月額6,451円)	+3,557円 (月額+297円)	4.59%

②賦課限度額

後期高齢者医療保険料は、所得の高い方の負担が過大にならないよう、年間の賦課限度額が設定されています。

平成28・29年度は現行の57万円から変更はありません。

③低所得者軽減（2割・5割軽減）対象の拡大

低所得者については、所得に応じて保険料を軽減しており、軽減割合は、均等割額の2割・5割・8.5割・9割、所得割額の5割となっております。平成28年度から低所得者軽減の対象が拡大されますが、その内容については以下のとおりです。

- 2割軽減の拡充の基準（所得基準額の引き上げ）

（現行） 33万円＋4.7万円×被保険者数

（改正後）33万円＋4.8万円×被保険者数

- 5割軽減の拡充の基準（所得基準額の引き上げ）

（現行） 33万円＋2.6万円×被保険者数

（改正後）33万円＋2.6万5千円×被保険者数

- 均等割軽減適用範囲の比較

夫婦ともに被保険者である世帯における夫の年金収入の例（妻の年金収入80万円）

	2割軽減	5割軽減
現行	年金収入 262 万円以下	年金収入 220 万円以下
改正後	年金収入 264 万円以下 ※1	年金収入 221 万円以下 ※2

※1 2割軽減 公的年金等控除額120＋基礎控除額33＋年金特別控除15
＋（4.8×2人）＝264万円

※2 5割軽減 公的年金等控除額120＋基礎控除額33＋年金特別控除15
＋（26.5×2人）＝221万円

◎保険料率(案)によるケース

(1)基礎年金受給者(老齢基礎年金受給年額 79万円)の単身世帯

		均等割額	所得割額	合計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	4,760円		4,760円			均等割9割
	月額	397円		397円			
改定後	年額	4,829円		4,829円	+69円	1.45%	均等割9割
	月額	402円		402円	+5円		

(2)厚生年金受給者(厚生年金受給年額 120万円)の単身世帯

		均等割額	所得割額	合計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	7,140円		7,140円			均等割8.5割
	月額	595円		595円			
改定後	年額	7,244円		7,244円	+104円	1.46%	均等割8.5割
	月額	604円		604円	+9円		

(3)厚生年金受給者(厚生年金受給年額 194万5千円)の単身世帯 ※軽減拡充影響分

		均等割額	所得割額	合計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	38,082円	20,127円	58,209円			均等割2割
	月額	3,174円	1,677円	4,851円			所得割5割
改定後	年額	24,148円	21,102円	45,250円	▲12,959円	▲22.26%	均等割5割
	月額	2,012円	1,759円	3,771円	▲1,080円		所得割5割

(4)厚生年金の平均的な年金受給者(厚生年金受給年額 201万円)の単身世帯

		均等割額	所得割額	合計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	38,082円	23,280円	61,362円			均等割2割
	月額	3,174円	1,940円	5,114円			所得割5割
改定後	年額	38,637円	24,408円	63,045円	+1,683円	2.74%	均等割2割
	月額	3,220円	2,034円	5,254円	+140円		所得割5割

(5) 厚生年金受給者(厚生年金受給年額 216万円)の単身世帯 ※軽減拡充影響分

		均等割額	所得割額	合計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	47,603円	61,110円	108,713円			
	月額	3,967円	5,092円	9,059円			
改定後	年額	38,637円	64,071円	102,708円	▲6,005円	▲5.52%	均等割 2割
	月額	3,220円	5,339円	8,559円	▲500円		

(6) 厚生年金受給者(厚生年金受給年額 300万円)の単身世帯

		均等割額	所得割額	合計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	47,603円	142,590円	190,193円			
	月額	3,967円	11,882円	15,849円			
改定後	年額	48,297円	149,499円	197,796円	+7,603円	4.00%	
	月額	4,025円	12,458円	16,483円	+634円		

(7) 基礎年金受給者で自営業の子(世帯主)と同居している方
(子(世帯主)事業所得年額 300万円、被保険者 老齢基礎年金受給年額 79万円)

		均等割額	所得割額	合計	増減 (現行比)	伸び率 (現行比)	軽減内容
現行	年額	47,603円		47,603円			
	月額	3,967円		3,967円			
改定後	年額	48,297円		48,297円	+694円	1.46%	
	月額	4,025円		4,025円	+58円		

(2) 医療給付費・被保険者数について

① 医療給付費・被保険者数の実績数及び見込数について

年 度	医療給付費 (千円)	伸び率	3月～2月 平均被保険者数 (人)	伸び率	一人当たり 医療給付費 (円)	伸び率
20年度	(*1)456,844,606 (実績418,774,223)	—	(*2)565,037	—	(*1)808,522 (実績741,145)	—
21年度	487,808,886	6.78%	582,630	3.11%	837,253	3.55%
22年度	523,005,133	7.22%	602,241	3.37%	868,432	3.72%
23年度	551,269,694	5.40%	622,997	3.45%	884,867	1.89%
24年度	573,189,168	3.98%	642,783	3.18%	891,730	0.78%
25年度	597,356,067	4.22%	659,420	2.59%	905,881	1.59%
26年度	615,663,329	3.06%	672,128	1.93%	915,991	1.12%
27年度見込	644,552,120	4.69%	689,821	2.63%	934,376	2.01%
28年度見込	672,604,777	4.35%	715,477	3.72%	940,079	0.61%
29年度見込	707,347,992	5.17%	741,361	3.62%	954,121	1.49%
28+29見込	(合計)1,379,952,769		(平均)728,419 (合計)1,456,838		(平均)947,225	

(*1)11か月分（平成20年4月～平成21年2月診療分）を12か月分に換算したものです。

(*2)4月～2月（11か月平均）

※平成28年4月からの診療報酬改定については、改定率を▲1.03%として減算しています。

② 医療給付費の見込みについて

算出方法

- 平成28年度及び平成29年度の一人当たり医療給付費は、平成23年度から27年10月診療分までの一人当たり医療給付費実績の対前年度伸び率の平均を用いて見込みました。
- 医療給付費見込額は、一人当たり医療給付費見込額に被保険者見込み数を乗じることによって求めました。

③ 被保険者の見込みについて

算出方法

- ・75歳以上の被保険者数については、平成27年11月末の75歳以上被保険者数から異動事由別人数の推計値を加算・減算しました。異動事由のうち、75歳到達については、年齢別人口をもとに推計し、その他の異動事由（死亡、転出入等）については、平成23年度から27年11月末までの実績平均を用いました。
- ・また、障害認定者数については、平成27年11月末の障害認定者数から異動事由別人数の推計値を加算・減算しました。異動事由（障害認定、障害認定撤回等）については、平成23年度から27年11月末までの実績平均を用いました。

年 度	3月～2月 平均被保険者数 (人) (*3)	区 分	
		75歳以上 (人) (*3)	障害認定者 (人) (*3)
20年度	(*2)565,037	(*2)541,557	(*2)23,480
21年度	582,630	560,690	21,940
22年度	602,241	581,825	20,417
23年度	622,997	604,023	18,974
24年度	642,783	624,642	18,141
25年度	659,420	641,541	17,878
26年度	672,128	654,131	17,997
27年度見込	689,821	672,345	17,476
28年度見込	715,477	698,761	16,716
29年度見込	741,361	725,222	16,139
28+29見込(平均)	728,419	711,992	16,428

(*2) 4月～2月（11か月平均）

(*3) 区分ごとに各月末の被保険者数を合計し、12月で除して算出しているため、
被保険者数 = 75歳以上 + 障害認定者 とならない場合があります。

④ 平成28年度及び平成29年度の負担割合別被保険者数の見込みについて

算出方法

- ・現役並み以外と現役並み所得者については、平成23年度以降の各区分の割合や各月の増減数の傾向を踏まえて算出しました。

	3月～2月 平均被保険者数 (合計)(*3)	区 分			
		現役並み 以外(*3)	割 合	現役並み 所 得 者 (*3)	割 合
平成20年度	(*2)565,037人	518,165人	91.70%	46,872人	8.30%
平成21年度	582,630人	537,638人	92.28%	44,992人	7.72%
平成22年度	602,241人	557,789人	92.62%	44,453人	7.38%
平成23年度	622,997人	578,206人	92.81%	44,791人	7.19%
平成24年度	642,783人	597,606人	92.97%	45,177人	7.03%
平成25年度	659,420人	614,132人	93.13%	45,288人	6.87%
平成26年度	672,128人	626,305人	93.18%	45,823人	6.82%
平成27年度 (見込)	689,821人	643,570人	93.30%	46,252人	6.70%
平成28年度 (見込)	715,477人	668,788人	93.47%	46,689人	6.53%
平成29年度 (見込)	741,361人	693,994人	93.61%	47,367人	6.39%

(*2) 4月～2月 (11か月平均)

(*3) 区分ごとに各月末の被保険者数を合計し、12月で除して算出しているため、
被保険者数 = 75歳以上 + 障害認定者 とならない場合があります。

(3)後期高齢者負担率の変更について

医療給付費は、公費で約5割、現役世代からの支援（現役世代の保険料）で約4割、高齢者からの保険料で約1割をまかなうことになっています。

更なる高齢化の進展により現役世代の人口が減少し、後期高齢者が増加すると現役世代の負担が重くなることから、世代間の負担の公平性を維持するため、平成28・29年度の後期高齢者医療負担率が10.99%に引き上げられます。

・後期高齢者医療負担率の推移

20・21年度	22・23年度	24・25年度	26・27年度	28・29年度
10.00%	10.26%	10.51%	10.73%	10.99%

(4)兵庫県財政安定化基金について

① 上昇抑制のための交付について

県への要望、協議を行ったが、広域連合の給付費準備基金の活用により保険料率の上昇幅を前回より抑制できることから、今回は交付されない見込みである。

② 拠出による積み立てについて

県との協議の結果、保険料収納リスク及び給付費増加リスクについて現在の残高で対応できると見込まれることから、今回は積み立てが行われない見込みである。

このため、今回の保険料率算定にあたっては、拠出金は費用に計上していない。

<参考>これまでの財政安定化基金拠出率の推移

平成20～25年度 0.09%

平成26～27年度 0.044%

(5) 費用の額及び収入の額の内訳について

保険料率を試算する際のベースとなる、費用の額及び収入の額の内訳は次のとおりです。

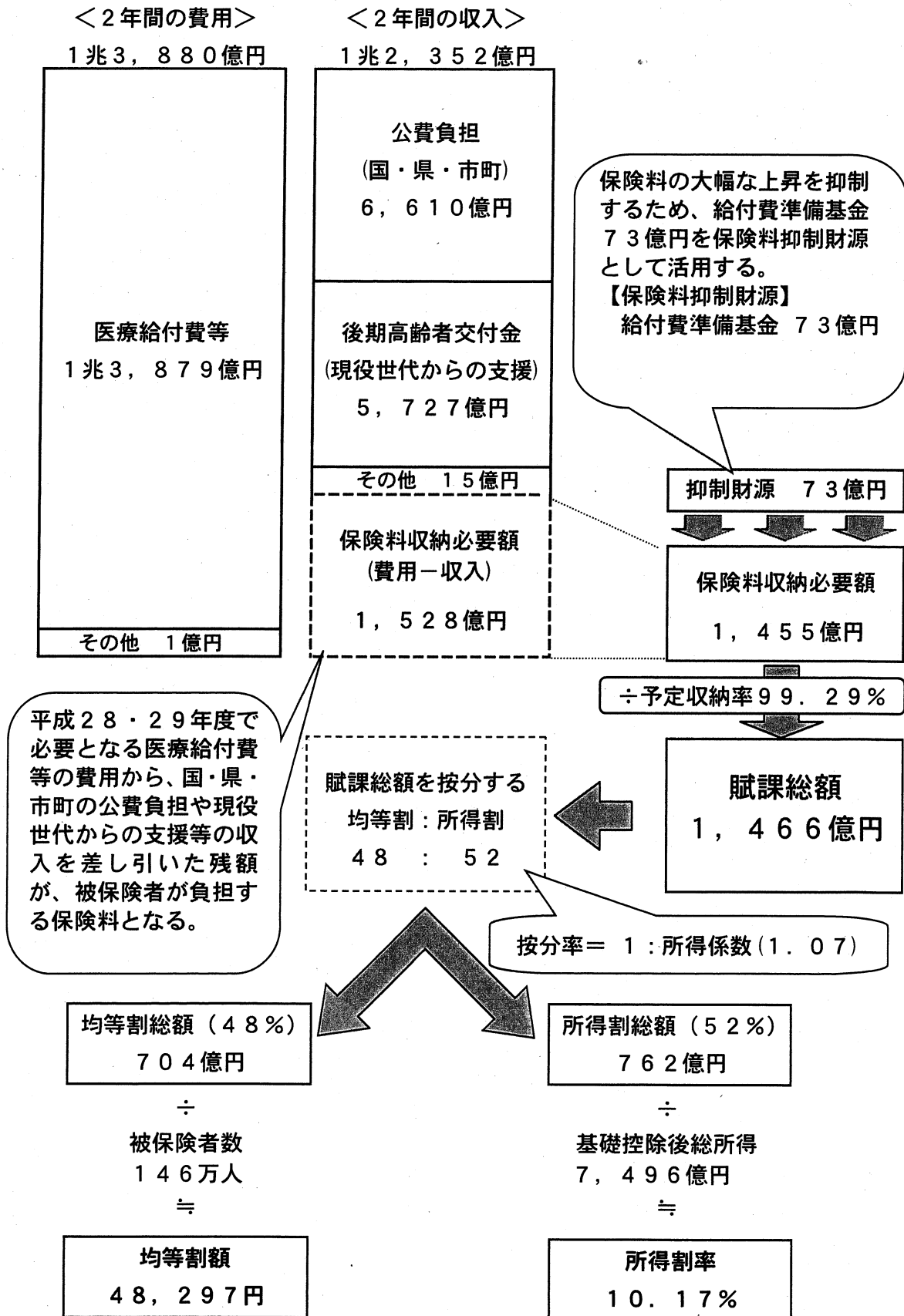
費用の額（2か年度分）		1,387,995百万円
内 訳	医療給付費	1,379,953百万円
	審査支払手数料	2,381百万円
	財政安定化基金拠出金	0百万円
	保健事業費	1,549百万円
	葬祭費	4,072百万円
	減免額	37百万円
	離島等不均一見込相当額	3百万円

収入の額（2か年度分）		1,242,463百万円
内 訳	国庫負担金	327,822百万円
	高額負担金(国)	5,925百万円
	県負担金	109,274百万円
	高額負担金(県)	5,925百万円
	市町負担金	109,274百万円
	普通調整交付金	102,311百万円
	後期高齢者交付金	572,652百万円
	保健事業補助金	516百万円
	その他収入(第三者納付金)	1,464百万円
	給付費準備基金	7,300百万円
	財政安定化基金	0百万円

<主な積算根拠>

- 医療給付費 . . . 5ページ参照
- 審査支払手数料 . . . 手数料単価 @50円00銭 × 47,614千件
- 保健事業費 . . . 国の概算要求の補助単価を基に算定
- 葬祭費 . . . 1件単価 @50千円 × 81,435件
- 減免額 . . . 平成20~27年度実績分の減免額を基に算定
- 国・県・市町負担金、普通調整交付金、後期高齢者負担金 . . . 医療給付費を基礎として国の定めた算定式により算定

(6) 保険料率の算出方法について



(7)不均一保険料率について

後期高齢者医療制度の保険料率は同一広域連合内においては均一であることが原則ですが、離島その他の医療の確保が著しく困難である地域については不均一保険料率の特例を実施することができるかとされています。

昨年度、この不均一賦課の現状を調査・分析したところ、財源、認定基準のほか、医療給付費と保険料のバランスなどの課題が判明し、廃止を含めた見直しを検討した結果、平成30年度以降は不均一賦課を実施しないこととし、平成28・29年度においては、激変緩和を図るため平成26・27年度の不均一賦課実施地域に限り、平成26・27年度の保険料率軽減割合の2分の1を平成28・29年度の軽減割合としました。

兵庫県後期高齢者医療広域連合における平成28・29年度の不均一保険料率（激変緩和措置）は次のとおりになります。

「離島その他の医療の確保が著しく困難である地域」

地域名	軽減割合		所得割率・均等割額
豊岡市 出石町奥小野地域	10%	所得割率	9.16%
		均等割額	43,468円
豊岡市 日高町羽尻地域	10%	所得割率	9.16%
		均等割額	43,468円
豊岡市 但東町天谷地域	10%	所得割率	9.16%
		均等割額	43,468円
香美町 御崎地域	15%	所得割率	8.65%
		均等割額	41,053円
香美町 土生地域	20%	所得割率	8.14%
		均等割額	38,638円
香美町 三川・大梶地域	20%	所得割率	8.14%
		均等割額	38,638円
香美町 相岡地域	10%	所得割率	9.16%
		均等割額	43,468円
香美町 丸味地域	10%	所得割率	9.16%
		均等割額	43,468円

(3) 保健事業について

保健事業について

高齢者の医療の確保に関する法律第125条第3項の規定に基づき、平成26年3月31日付厚生労働省保険局長通知において、保健事業の実施等に関する指針が公表され、後期高齢者医療広域連合においても、医療・健康データ等の分析に基づき、被保険者の健康保持増進のために必要な事業に関し、効果的で効率的な保健事業の実施計画であるデータヘルス計画の策定を求められました。

当広域連合において、「第1期データヘルス計画平成27年度～平成29年度」を平成27年5月に策定いたしました。

1. 後期高齢者医療制度の被保険者への歯科健診について

平成26年度から実施しております後期高齢者への歯科健診につきまして、実施した市町数は、平成26年度は20市町、平成27年度は33市町と増加しております。

今後も、全構成市町での後期高齢者への歯科健診実施を目指し、構成市町と連携をはかっていきます。

2. データ環境の整備について

兵庫県後期高齢者医療広域連合が国保データベースシステム（以下「KDB」という）へ登録しておりますので、医療データにつきましては、各市町で確認することができます。後期高齢者医療制度の健診データにつきましては12市町がKDBへ登録しています。国保と介護データにつきましては、KDBへ38市町が登録しています。

また、KDBへの登録ではなく、独自システムの開発を検討している市町も聞いております。

今後も、構成市町のKDBへの登録や独自システムの開発等により、医療、健診、介護、国保データを突合し、分析できるように、構成市町と連携をはかっていきます。

3. 構成市町との連携について

第1期計画の分析と平成30年度からの第2期計画策定へ向けて、平成28年度は構成市町との連携会議を2回開催することを考えております。

後期高齢者歯科健診実施について

市町名		歯科健診申請有無	
		平成26年度	平成27年度
01	神戸市	○	○
02	姫路市		○
03	尼崎市		
04	明石市		○
05	西宮市		○
06	洲本市		○
07	芦屋市	○	○
08	伊丹市	○	○
09	相生市	○	○
10	豊岡市		
11	加古川市		○
12	赤穂市	○	○
13	西脇市		○
14	宝塚市		
15	三木市	○	○
16	高砂市		○
17	川西市	○	○
18	小野市		
19	三田市	○	○
20	加西市	○	○
21	篠山市		○
22	養父市	○	○
23	丹波市		
24	南あわじ市	○	○
25	朝来市		○
26	淡路市		○
27	宍粟市		
28	加東市	○	○
29	たつの市		
30	猪名川町	○	○
31	多可町		○
32	稲美町		○
33	播磨町		○
34	市川町	○	○
35	福崎町	○	○
36	神河町	○	○
37	太子町		
38	上郡町	○	○
39	佐用町	○	○
40	香美町	○	○
41	新温泉町	○	○
合計		20市町	33市町

※数値は平成27年10月末現在のものです